

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画 (厚木市スポーツ施設整備基本計画) 策定方針 (案)

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に策定した厚木市スポーツ振興計画の策定以降、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」の基本理念の下、ハード・ソフト両面から様々な施策を展開し、市民のスポーツ活動を推進してきました。

しかしながら、市内スポーツ施設の約 7 割が供用開始から 30 年以上経過しており、安全で快適な利用環境を維持するためには、計画的な維持管理が必要な状況にあります。一方で、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」へと多様化する中で、既存施設の活用や改修、新たな施設整備など、機能の再編や用途の見直しも求められています。

こうした課題を踏まえ、本市では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり～スポーツの聖地を目指して～」を基本理念とする「厚木市スポーツの聖地づくり基本構想（以下「基本構想」という。）」を令和 6 年度に策定しました。

令和 7 年度に策定予定の「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（以下「基本計画」という。）」では、基本構想で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にすることにより、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進することを目的とします。

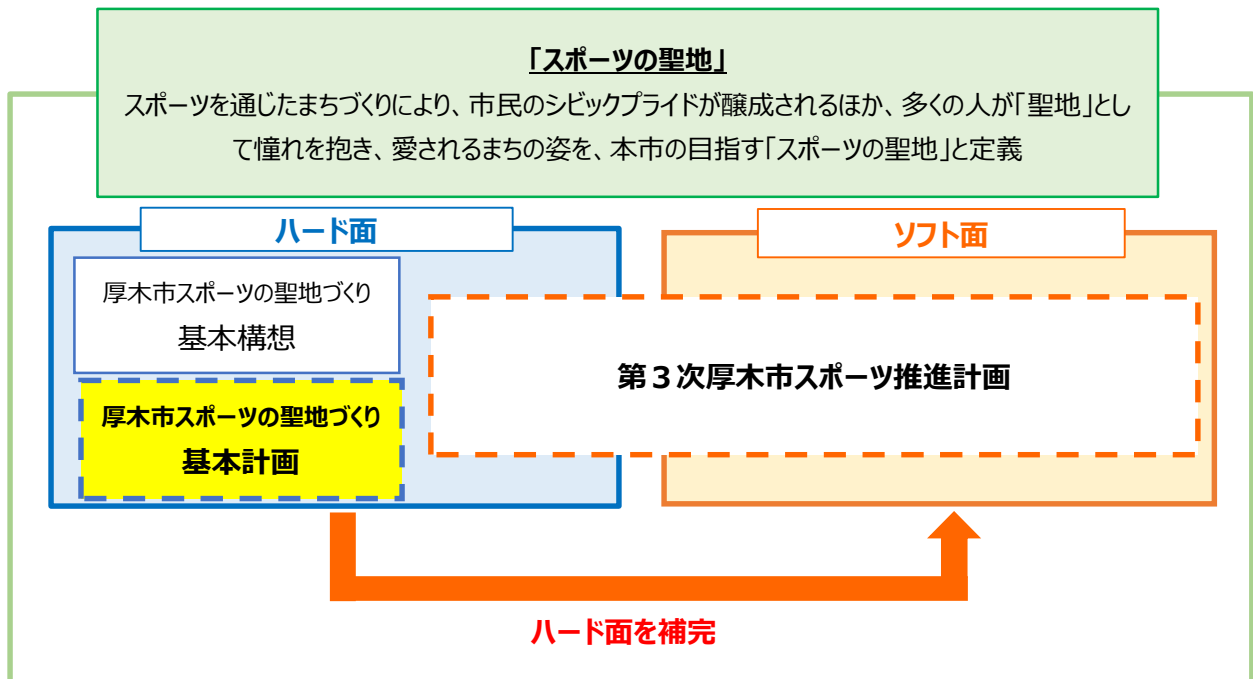
なお、スポーツの聖地づくりに向けたソフト面の施策については、令和 8 年度に策定する第 3 次厚木市スポーツ推進計画で示します。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、トップアスリートの応援などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。

こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人々が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

図1 本市のスポーツ施策の体系

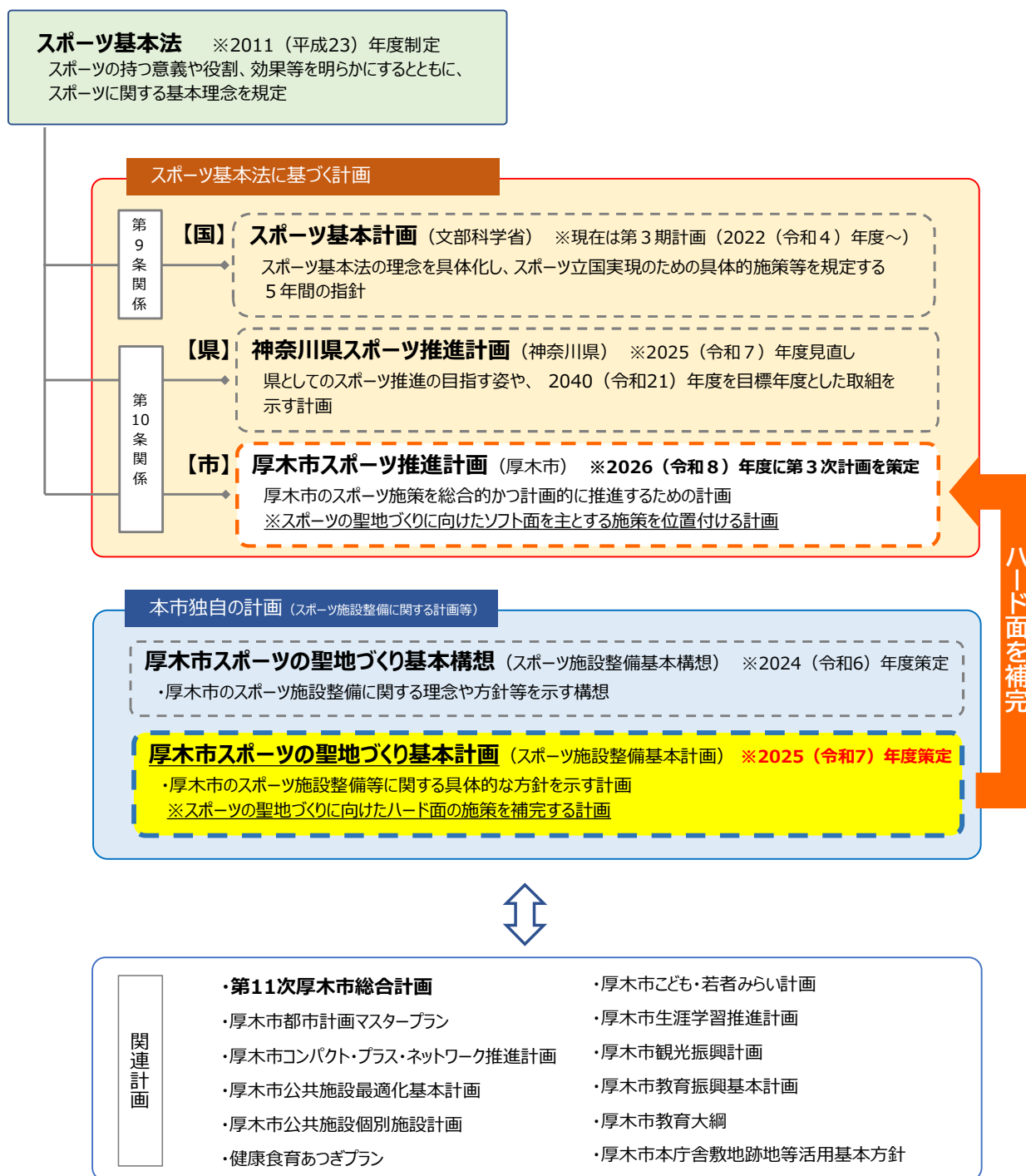


※「厚木市スポーツの聖地づくり基本構想」及び「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画」については、スポーツの聖地づくりに向けたハード面の施策を補完するものとします。

2 計画の位置付け

基本計画については、現在策定を進める第11次厚木市総合計画と整合を図るとともに、他の関連計画との整合及び連携を図るものとします。また、スポーツ基本法に基づく、「地方スポーツ推進計画」として位置付けられる厚木市スポーツ推進計画における、ハード面の施策を補完するものとします。

図2 基本計画の位置付け



3 計画策定に当たっての基本的な考え方

基本計画の策定に当たっては、基本構想で示したスポーツ施設整備の基本方針を踏まえ、市内スポーツ施設の現状と課題を整理した上で、既存施設及び新規施設に関する今後の取組の方向性を示します。既存施設については、スポーツ庁の定める「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく評価を行い、持続可能な施設の在り方を示します。また、新規施設については、「みる」スポーツの機会創出や多様な市民ニーズへの対応に向け、施設整備の方向性を示します。

4 計画期間

基本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

5 計画策定に当たって考慮すべき視点

基本計画の策定に当たっては、施設の老朽化やスポーツ需要の変化など、本市のスポーツ施設を取り巻く課題に的確に対応する必要があります。多様化する「する」、「みる」及び「支える」といったスポーツ環境に応じ、施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進するため、次の視点を考慮するものとします。

(1) 誰もが安心・快適に利用できる施設の実現

長期にわたり安全・快適に利用できるよう、計画的な改修による機能回復や機能向上を図り、既存施設の長寿命化に取り組む必要があります。高齢者や障がい者、子育て世代など、多様な市民ニーズに対応するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン化に取り組む必要があります。また、新規施設の整備に当たっては、公共交通の利便性などを踏まえ、誰もが快適に利用できる環境整備に取り組む必要があります。

(2) 多様化するスポーツ需要への対応

従来の「する」スポーツに加え、スポーツ観戦への関心の高まりや、本市が取り組むプロスポーツチームとの連携等による機運の高まりを背景に、「みる」スポーツの充実が求められるなど、市民のスポーツへの関わり方は多様化しています。施設整備に当たっては、既存施設の利用実態を踏まえた「する」、「みる」及び「支える」スポーツ環境の実現に向けた機能拡充やスポーツ観戦を楽しむことのできる環境整備に取り組む必要があります。

(3) 財政負担の抑制

施設の老朽化に伴い維持管理費の増加が見込まれており、限られた財源の中で持続可能な施設サービスを提供するため、効率的な施設整備及び維持管理・運営が求められます。よって、使用料の適正化による財政負担の抑制を図るなど、適正な施設の運用を行うほか、本市のスポーツ施設で既に導入している指定管理者制度を始めとする PPP/PFI 手法など、民間活力のより一層の活用に取り組む必要があります。

(4) 災害リスクを踏まえた施設数の適正化

近年の気候変動等により台風、集中豪雨などの風水害が頻発・激甚化する中、施設の再編に当たっては、防災上のリスクや管理負担を踏まえ、施設数の適正化に取り組む必要があります。

(5) 各施設の位置付けの明確化

本市には、本格的な競技が可能な施設から、各地区に整備されているスポーツ広場まで、多様なレベルでスポーツに親しむことのできる施設が点在しています。気軽にスポーツを楽しみたい層から競技志向で本格的に取り組みたい層まで、スポーツに対するニーズが一層多様化している中、施設の効率的な運用を図るため、各施設の目的や役割を明確にした上で、今後の方向性を示す必要があります。

6 策定体制

(1) 厚木市スポーツ推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者により構成し、基本計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

(2) 厚木市スポーツの聖地づくり検討委員会（庁内検討組織）

関係課等長により構成し、基本計画の策定について、必要な事項の検討を行います。

(3) 市民参加手続

基本計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意見交換会やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。

7 進行管理

P D C Aサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市スポーツ推進審議会でも継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

8 策定のスケジュール

基本計画の策定に当たっては、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

図3 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定状況		■策定方針	■基本計画（原案）		■基本計画（案）			■計画策定
庁内検討	スポーツの聖地づくり検討委員会での検討							
附属機関				■スポーツ推進審議会諮問		■スポーツ推進審議会答申		
市民参加			アンケート			パブリックコメント		
			■意見交換会					